

そうそう



特集

国際人権を知る

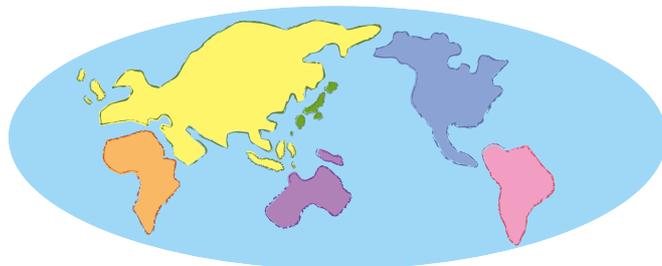
HUMAN RIGHTS

- 「世界人権宣言」と「SDGs」について 2～3
- 〈インタビュー〉2030年までに、変わろう、変えよう! 「誰一人取り残さない」社会のために。 4～5
一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪) 所長 三輪 敦子さん
- 団体紹介 アムネスティ・インターナショナル日本 6
- 大阪府の取り組み紹介 7
- 〈トピックス〉第37回 人権啓発詩・読書感想文募集事業の表彰式を行いました。 8
大阪府人権白書「ゆまにてなにわ Ver.33」を発行しました。



人権が尊重される世界をめざして！ 「世界人権宣言」、過去の経験と反省を 今に生かす。

すべての人間は生れながらにして自由・平等などの基本的人権を持っているということを認め、世界中のすべての人々や国々が平和で人権が守られるための「世界人権宣言」について、みなさんをご存じでしょうか。



「世界人権宣言」とは？

20世紀には世界を巻き込む大きな戦争が2度も起こり、第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害や大量虐殺などで多くの人びとの命が奪われたり、人権侵害や抑圧が多発しました。このような経験と反省から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、世界平和を実現するためには、世界各国が協力して人権を守る努力をしなければならないという考え方が主流となり、昭和23(1948)年12月10日の国連第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、市民的・経済的・社会的・文化的分野に渡る多くの権利を内容とし、前文と30条の条文※から成り立っており、世界各国に強い影響を及ぼしています。

しかし、宣言自体に法的拘束力はありません。そこで、国際的なルールによって世界人権宣言の理想を現実のものにするために、多くの人権条約が制定されています。

さらに、地球上の誰一人取り残さないことを目指して国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)も世界人権宣言をその基礎の一つとしています。

「人権デー」と「人権週間」

「世界人権宣言」が採択されてから2年後の昭和25(1950)年の国連第5回総会で12月10日を「人権デー」と定め、啓発活動や記念行事などを開催することを呼びかけ

世界人権宣言30の条文※

- 第1条 人は生まれながらにして自由・平等です
- 第2条 すべての人に差別なく権利があります
- 第3条 生命・自由・身体の安全の権利があります
- 第4条 いかなる形の奴隷も許されません
- 第5条 拷問や残虐な扱いは許されません
- 第6条 人は皆法の下で人として認められます
- 第7条 法の下に平等であり差別なく保護を受けられます
- 第8条 権利の侵害に対しては裁判で救済される権利があります
- 第9条 公正な手続によらずに逮捕、拘禁、追放されません
- 第10条 独立・公平な裁判所で公正・公開の審理を受けることができます
- 第11条 裁判で有罪になるまでは無罪が推定されます
- 第12条 プライバシーは守られなくてはなりません
- 第13条 自由に移転・居住することができます
- 第14条 迫害された人は他国へ避難できます
- 第15条 国籍を持つ権利があります
- 第16条 結婚し、家庭を作る権利が平等にあります
- 第17条 公正な手続によらずに財産権は侵されません
- 第18条 思想・良心・宗教は自由です
- 第19条 意見及び表現は自由です
- 第20条 集会及び結社の自由があります
- 第21条 政治に参加する権利があります
- 第22条 社会保障を受ける権利、経済的・社会的及び文化的権利があります
- 第23条 働くことに関する様々な権利があります
- 第24条 休息や余暇を楽しむ権利もあります
- 第25条 十分な生活水準を保ち、生活に困ったら社会保障を受けられます
- 第26条 教育を受ける権利があります
- 第27条 文化・芸術・科学に関する権利があります
- 第28条 権利と自由が実現されるために
- 第29条 人々が負うべき義務は何でしょうか…
- 第30条 権利や自由はそれを破壊するために使うものではありません

出典：法務省 人権啓発パンフレット「世界人権宣言70周年」より抜粋

毎年12月4日から10日は

ました。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年に法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言の採択を記念し、毎年12月4日～10日の1週間を「人権週間」と決めました。人権週間では、人権への理解を深め、人権意識を高めてもらうために、全国各地で人権に関するさまざまなイベントが開催されています。

昨年、世界人権宣言の採択から70周年の節目を迎えました。みなさんも「人権」について、もう一度考えてみましょう。



▲昨年の人権週間案内パネル

SDGsを知っていますか？

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称です。SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットで構成された2030年までの開発目標です。

その前文では、「あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題」であり、「持続可能な開発のための不可欠な必要条件である」との認識が示されています。「全ての国および全てのステークホルダー(利害関係者)は、

共同的なパートナーシップの下、この計画を実施する」こととしています。

また、「17の持続可能な開発のための目標と169のターゲット」は、「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女子の能力強化を達成することをめざす」としており、人権、ジェンダー、女性の視点が明確に示されています。

大阪府では、知事を本部長とする「大阪府SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざすこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



「人権週間」です。



2030年までに、変わろう、変えよう！ 「誰一人取り残さない」社会のために。

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター
(ヒューライツ大阪) 所長 三輪 敦子さん



「世界人権宣言」の採択から70年

「世界人権宣言」は、1948年12月10日に国連で採択され、昨年70周年を迎えました。採択当時の国連加盟国は、第二次世界大戦の戦勝国を中心に58カ国に過ぎず、日本も加盟していませんでした。アジア・アフリカで多くの国が独立を果たしていく中で加盟国が増加し、現在では193か国(2018年3月現在)に増えています。70年にわたる国際社会における対話の積み重ねは、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約など、さまざまな条約を生み出し、「世界人権宣言」の理念は、普遍的に受容されるものとなってきました。

しかし一方で、依然として深刻な人権侵害にさらされている人々は世界中に存在します。また、人権に対する否定的・敵対的な姿勢を隠さない人が増え、SNSなど新たな情報ツールによる差別意識や憎悪感情が拡散されていく現象もみられます。そうしたことを考えると、今は人権そのものが重大な岐路に立たされているように感じます。

開発とともに、環境破壊も進んだ

2015年9月、国連で「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が採択されました。加盟国が合意し、2016年から2030年まで、15年にわたって実施されます。SDGsは、2001~2015年にかけて実施されたミレニアム開発目標「MDGs(Millennium Development Goals)」の後継として策定されました。MDGsの対象が主に途上国であったことに対し、SDGsは世界のすべての国を対象にしています。

「持続可能な開発」という概念は、1980年代終わりに登場し、「将来の世代がその欲求を満たす能力を損なうことなく今日の世代の欲求を満たす開発」(国連「環境と開発に関する世界委員会」『われら共有の未来』1987年)と定義されています。以来、国際社会は、「環境と開発の両立」を目指してきましたが、結果はうまくいきませんでした。

環境破壊は、進んでいます。昨年の西日本豪雨、連日の猛暑日、度重なる巨大台風の来襲、これら一連の出来事は、世界気象機関(WMO)から「気候変動を象徴する事例」とみなされています。近年では、大きさ5mm以下の「マイクロプラスチック」が大量のゴミとして海洋を汚染するといった新たな問題も発生しています。プラスチックゴミについては、一部の国に処分を押しつけてきたことも問題です。

富の偏在化が象徴する格差社会

開発における最大の問題は、格差社会の広がりです。それを象徴するのが富の偏在化です。「世界の富豪62人が、全人類の半分、すなわち36億人と同額の資産を保有している」(国際NGOオックスファムの報告)といわれます。2011年、アメリカで起こったオキュパイ運動では、「ほんの一握りの人が富を独占している」という意味で「We are the 99%」と人々が声をあげウォールストリートを占拠しました。

これまで貧富の差は、「先進国と途上国間」に焦点が当たっていましたが、それに加え、今では「各国内」で見過ごすことができない格差が生じています。従来の「開発が進めば、格差は徐々に小さくなり、最後はみんなが恩恵に浴することができる(トリクルダウン)」という考え方も機能し

ていません。持続可能性の問題は「後の世代に負担を先送りしない」という「世代間」が主な対象でしたが、日本における世代を問わず増加する非正規雇用の問題からもわかるように、2000年以降は「世代内」の格差が急速に広がっています。

SDGsは人権目標

SDGsは、2つの理念を掲げています。ひとつは「誰一人取り残さない」という理念です。国籍、民族、性別、宗教、障がい、肌の色、豊かさ、出身、年齢、地理的条件等にかかわらず、これまで社会から、取り残されてきた人、取り残されがちな人、声を上げることが難しい人、声を上げる機会を奪われてきた人たち、すべての人たちに光をあてて、日本、世界がともにSDGsを実現していこうとするものです。

もう一つの柱は、持続可能な開発を構成する5つのP。人間(people) 地球(planet) 豊かさ(prosperity) 平和(peace) パートナーシップ(partnership)です。MDGsの下で達成できなかった目標に引き続き取り組むとともに、MDGsには含まれていなかった平和や暴力等の課題、また、近年、深刻さを増している格差の問題、排他的な意識の拡大、環境問題等に世界全体で取り組む、包括的な目標です。

日本の課題は？

さて、国際的な視点から見て、日本が取り組むべき課題と感じられる点を挙げてみます。

女性の人権や参加でいうことでは、現在、世界の100か国以上で「クォータ制」が導入され、政治の世界に一定割合の女性が選ばれるようになってきました。「パリテ」と呼ばれる男女半々を基本とする国も現れています。社会を構成する多様な人々が政治に参加することが重要と考える国際的な価値観のなか、日本における女性の国会議員の割合は衆議院10.1%、参議院20.7%で(2018年2月)、他国から大きく遅れを取っています。

子どもへの体罰、そして暴力・虐待の問題も深刻です。例えば、千葉県で起こった「野田市小4女児虐待死事件」では、子どもがSOSを出しているにも関わらず、関係機関が適切な対応をせず、子どもの命が絶たれてしまいました。この事件は、国際社会からも厳しい目で見られています。

企業においては、外国人労働者や技能実習生への対応、サプライチェーンの労働環境などにおいて人権侵害がないか、今一度、見直す必要があるのではないのでしょうか。ビジネスチャンスの視点だけではなく、「2030年の世



界・社会のために、2019年の今、何をしなければいけないのか」が求められているのです。

一人ひとりの声をSDGsに

「G20大阪サミット」の開催が6月28・29日に予定されていますが、関西NGO協議会では、市民の目線で日本と世界の課題を考え、持続可能な社会に向けた市民の声を社会と世界に発信しようと「KANSAI-SDGs市民アジェンダ」を策定しています。これまで、分科会を5回開催し、延べ200名が参加されました。原発事故で福島から逃れてきた人、在日外国人の方、大学生など、さまざまな立場の人が意見をを出しています。SDGsという包括的な理念のもとに、いろんな課題に取り組んできた様々な人が参加することで、それぞれの課題の相互関連性も見えてくる貴重な機会です。

2025年の大阪万博でも、SDGsの達成を目指すことが開催目的のひとつになっています。SDGsを通じて、みなさん一人ひとりが世界の課題に目を開き、それを自分の問題として考え、行動を起こす機会になればと願っています。

「世界人権宣言70周年記念大阪集会」を開催しました



ヒューライツ大阪は、世界人権宣言大阪連絡会議との共催で、「世界人権宣言70周年記念大阪集会—国際人権基準の進歩・成果・課題と日本」を開催しました。

2018年12月5日(水)
大阪市立阿倍野区民センター大ホール

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪)

大阪市西区西本町1丁目7-7 CE西本町ビル8階

☎06-6543-7002 ☎06-6543-7004

🌐<https://www.hurights.or.jp>



団体紹介

AMNESTY INTERNATIONAL



●国際人権NGO

アムネスティ・インターナショナル日本

●アムネスティ・インターナショナルとは？

1961年に発足した世界最大の国際人権NGO。人権侵害のない世の中を願う市民の輪は年々広がり、世界で700万人以上がアムネスティの運動に参加しています。国境を超えた自発的な市民運動が「自由、正義、そして平和の礎をもたらした」として、1977年にはノーベル平和賞を受賞しました。

アムネスティ日本は、アムネスティ・インターナショナルの日本支部として、1970年に設立されました。世界中のさまざまな場所で起こっている人権侵害の存在を国内に広く伝えるとともに、日本における人権の状況を国内、そして世界に伝えています。

●活動内容は？

- 国内外で日々起きている、人権侵害による被害者の悲痛な声をより多くの人へ届けるために、国際事務局が発表する人権侵害の情報をニュースや報告書などで配信したり、講演会や映画上映などを行っています。
- 具体的な改善に向けた取り組みとしては、国際事務局の調査で明らかになった人権問題に対して対処するよう、各国政府や国際機関や企業などに要請しています。キャンペーンや署名活動を通じて、日本のみなさんにこうした要請活動への参加を呼びかけています。
- 日本では、国際的な人権基準にのっとった法律や制度の整備がまだ十分に進んでいません。そこで、国際的につくられた人権を守るためのルールを日本政府が尊重し、実行に移すための制度や仕組みを取り入れるよう働きかけたり、日本国内で起きている人権侵害を把握し世界に向けて問題を発信したりして、日本における人権状況全般の底上げに取り組んでいます。

●めざしているのは？

ビジョン▶アムネスティのめざす社会

すべての人が「世界人権宣言」にうたわれている人権を享受でき、人間らしく生きることのできる世界の実現です。

ミッション▶アムネスティの使命

重大な人権問題について調査を行い、人権侵害を未然に防ぎ、止めるための人権教育・キャンペーン・政策提言に取り組みます。日本支部では特に国際運動体の一員として、日本国内の多くの人々が人権問題への理解を深め、日本政府が国際人権基準にのっとった政策を実施するよう、以下の3つのミッションを掲げます。

【伝える】世界の人権状況を遠い国の他人ごととしてではなく、自分の問題として感じられるよう、日本に暮らす人々に向けて発信

【広める】人権侵害を止めたいという一人ひとりの思いを具体的な活動にし、ともに行動する人々の輪と活動への支援を日本全国に広げる。

【つなぐ】活動に取り組む人々が日本国内そして海外の仲間たちとつながり、学び合い、人権活動に携わる責任ある社会の一員として成長し続けられる環境をつくる。

コアバリュー▶アムネスティが大切にしている価値観

人権のために行動する人たちの国際的なコミュニティとして大切にしているのは、国境を越えたつながり、人権侵害の個々の被害者への効果的な活動であり、中立と独立の立場を貫きながら世界中の課題に取り組むことです。根本には、普遍的で分かちがたいものとしての人権、民主的なプロセス、相互尊重の考え方があります。

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
🌐<https://www.amnesty.or.jp/>

東京事務所 ▶ 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビル7F
☎03-3518-6777 📠03-3518-6778
平日10:00~19:00(土・日・祝日休)

大阪事務所 ▶ 大阪市中央区道修町3-3-10 日宝道修町ビル302
☎06-6227-8991 📠06-6227-8992
平日13:00~18:00(土・日・祝日休)



アムネスティの資料をご請求いただく
会員に配布されている「アムネスティ・ニュースレター」の
最新号をお届けします。詳しくはHPをご覧ください。

大阪府の取り組み紹介

人権週間の取り組み

我が国では、12月4日から世界人権宣言が採択された10日(人権デー)までの1週間を「人権週間」と定めており、大阪府でも様々な団体等と連携して啓発活動を実施しました。

- 「もずやん」による人権施策のPRなど
平成30年12月4日(阪急うめだ本店 祝祭広場)



- 人権啓発映像
「ヘイトスピーチゆるさへん!」
「差別につながる調査はしない!」の放映
平成30年度12月3日～9日
(大阪市内及び大阪モノレール各駅)



- 大阪府立図書館における啓発事業
平成30年12月4日～10日
(府立中央図書館、府立中之島図書館)



- 人権施策のPR、麻倉ケイトさんによる
トークショーなど
平成30年12月10日(JR大阪駅 時空の広場)



北朝鮮による拉致問題の 解決に向けた取り組み

- 拉致問題を考える国民の集いin大阪
平成31年1月26日(エル・おおさか)



- 拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い-奪還-」
平成31年2月20日(豊中市立文化芸術センター)





トピックス

第37回

人権啓発詩・読書感想文募集事業の表彰式を行いました。



大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会(愛ネット大阪)では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学(部)生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今回は、詩部門・読書感想文部門あわせて890作品(詩638作品、読書感想文252作品)の応募があり、その中から26作品を入選とし、平成31(2019)年1月20日(日)に大阪国際平和センター(ピースおおさか)講堂において表彰式を行いました。

入選作品集(A5版48ページ・無料)を作成しましたので、ご希望の方は大阪府人権局(詳細下記)までお申し込みください(送料はご負担いただきます)。

「ぼくのできること」 寝屋川市立東小学校6年
山田 凌

あれ、ひそひそ声が聞こえる
あの子は気付いているよ
自分がまたうわさされていることを
あの子はなみだをこらえている
あの子は聞こえないフリをしている
それを見ているぼくは悲しくなる
みんな気付いているの？
ぼくだけなの？
助けたいと思わないの？
ぼくはあの子に笑いかける
笑ったぼくを見てあの子が笑う
ひそひそやめて
わいわいしよう

「一番の凶器」 高槻市立阿武山中学校1年
森 花奈子

ここにあることを知ってください
差別も
イジメも
偏見も
知ったら目を逸らさないで
なかったことにしないで
こっちを見て
どんなに冷たい視線よりも
向けられる背中が一番の凶器

大阪府人権白書 「ゆまにてなにわ Ver.33」を発行しました。

大阪府では、様々な人権問題に対する大阪府の取組や、人権関係規程の趣旨・内容等について分かりやすく解説した「大阪府人権白書 ゆまにてなにわ Ver.33」を発行しました(A4版40ページ・無料)。

市役所・町村役場のロビーや図書館、学校等に配置し広く府民にご覧いただくとともに、庁内の人権研修はもちろんのこと、企業・施設等での人権研修資料としても広く活用されています。

冊子をご希望の方は、大阪府人権局(詳細下記)までお申し込みください(送料はご負担いただきます)。



平成31(2019)年3月発行

発行／大阪府府民文化部人権局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階
TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/>

編集／株式会社アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5階
TEL:06-6362-1511 FAX:06-6362-1510
<http://www.ad-emon.com>

「そうぞう」
とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように—そんな思いが込められています。